

(書式 1 - 4 - 2 3)

胎児に対する遺贈の遺言書

遺 言 書

遺言者〇〇〇〇は、次のとおり遺言する。

第 1 条 遺言者は、遺言者の有する次の財産を、妻〇〇〇〇（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）が現に懐胎している胎児に相続させる。

1 〇〇銀行〇〇支店にある定期預金全部（利息を含む。）

2 〇〇郵便局にある定期預金全部（利子を含む。）

第 2 条 遺言者は、前条に記載の財産を除くその他の財産全部を、妻〇〇〇〇に相続させる。

第 3 条 遺言者は、この遺言の執行者として、妻〇〇〇〇を指定する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

遺言者 〇 〇 〇 〇 印

解説

遺言で胎児に財産をのこすことができる。

妻以外の女性が懐胎している胎児に遺言をする場合において、胎児認知とともに遺言するときは、胎児は相続人となるので、「相続させる」と記載し、認知をしないときは、「遺贈する」と記載することになる。

胎児が死体で生まれたときは、遺言は効力を生じない（民法第886条第2項）。



* 遺言書の詳細は、<https://ac-souzoku.jp/inheritance/will/> をご覧下さい。

弁護士法人朝日中央綜合法律事務所